

岩手県収用委員会告示第6号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第2項の規定による通知について、通知すべき土地所有者及び関係人の所在が不明のため通知することができないので、次のとおり告示する。

平成29年4月11日

岩手県収用委員会

会長 八木橋 伸之

1 通知すべき書面 一般国道45号改築工事（三陸北縦貫道路・岩手県下閉伊郡田野畑村真木沢地内から同村菅窪地内まで、同村沼袋地内から同郡普代村第11地割字柏木平地内まで、同村第16地割字天拝坂地内から同県九戸郡野田村大字玉川第2地割字日影山地内まで及び同村大字玉川第5地割字上代川地内から久慈市新井田第4地割地内まで）及びこれに伴う附帯工事並びに市道、村道及び二級河川付替工事に伴う収用事件に係る審理開始通知書

2 通知を受けるべき土地所有者及び関係人の最後の住所及び氏名

最後の住所	氏名
不明	坂上 六助
岩手県久慈市小久慈町第56地割22番地3	丹治 文子
岩手県下閉伊郡普代村第20地割字馬場野74番地2	熊谷 安弘
新潟県新井市学校町16番5号 伊津美荘1-3	松家 修

3 収用し、又は使用しようとする土地等の表示

土地の所在	地番	地目	土地登記簿の地積	実測地積	収用しようとする土地の面積	使用しようとする土地の面積	実地の状況	備考
岩手県下閉伊郡普代村第22地割字沢向	不明。ただし、1番2、2番2、3番1、8番1、8番3又は9番1	不明。ただし、1番2は山林、2番2は山林、3番1は山林、8番1は山林、8番3は山林、9番1は山林	不明。ただし、1番2は15,471㎡、2番2は1,619㎡、3番1は12,029㎡、8番1は31,679㎡、8番3は7,213㎡、9番1は33,887㎡	筆界未確定につき不明	303.41㎡ 115.81㎡ 2,619.33㎡	3,390.52㎡ 45.79㎡ 34.09㎡	山林	別図1に①、②及び③として赤色で、⑦として黄色で、⑧及び⑨として緑色で表示する部分
	不明。ただし、1番3又は8番3	不明。ただし、1番3は山林、8番3は山林	不明。ただし、1番3は2,072㎡、8番3は7,213㎡	筆界未確定につき不明	46.52㎡	19.79㎡	河川	別図2に④として赤色で、⑩として緑色で表示する部分
岩手県下閉伊郡普代村第21地割字堀内	不明。ただし、112番又は113番1	不明。ただし、112番は山林、113番1は山林	不明。ただし、112番は35,087㎡、113番1は27,110㎡	筆界未確定につき不明	77.43㎡	6.52㎡ 88.50㎡	山林	別図3に⑤として赤色で、⑪及び⑫として緑色で表示する部分
	不明。ただし、88番、88番1、88番2、112番	不明。ただし、88番は山林、88番1は山林、88	不明。ただし、88番は152㎡、88番1は28,509㎡	筆界未確定につき不明	2,883.46㎡	4.63㎡ 21.87㎡ 58.22㎡	山林	別図4に⑬として赤色で、⑭、⑮、⑯、⑰

、115番1、115番2、116番1、118番、119番、120番、140番2、141番3、145番1、145番2又は145番1地先	番2は原野、112番は山林、115番1は山林、115番2は山林、116番1は山林、118番は山林、119番は山林、120番は山林、140番2は原野、141番3は原野、145番1は山林、145番2は原野、145番1地先はなし	、88番2は10,500㎡、112番は35,087㎡、115番1は26,773㎡、115番2は1,388㎡、116番1は67,606㎡、118番は5,586㎡、119番は9,239㎡、120番は17,084㎡、140番2は876㎡、141番3は595㎡、145番1は4,504㎡、145番2は3,180㎡、145番1地先はなし	明		60.41㎡ 9.70㎡ 4.60㎡ 4.30㎡ 10,489.73㎡	、⑱及び⑲として緑色で、⑳として黄色で表示する部分
不明。ただし、1番、7番1、150番1、164番、165番、166番又は1番地先	不明。ただし、1番は山林、7番1は山林、150番1は原野、164番は山林、165番は山林、166番は山林、1番地先はなし	不明。ただし、1番は154,958㎡、7番1は81,163㎡、150番1は1,776㎡、164番は20,456㎡、165番は8,016㎡、166番は81,068㎡、1番地先はなし	筆界未確定につき不明	なし	7,538.23㎡ 92.66㎡ 198.98㎡ 53.85㎡ 10,193.06㎡	山林、原野、雑種地、公衆用道路、水路 別図5に㉑、㉒、㉓、㉔及び㉕として黄色で表示する部分

4 通知すべき書面の保管 岩手県収用委員会事務局において保管しているので、来庁の上、その交付を受けること。

備考 「別図」は、省略し、岩手県収用委員会事務局において縦覧に供する。

付記 上記の書面を受領しないときは、平成29年4月26日をもって通知があったものとみなされます。